

「ヒト幹細胞に関する倫理委員会」の記者会見配布資料
平成13年10月29日 午後2時から

京都大学再生医科学研究所
「ヒト幹細胞に関する倫理委員会」
委員長 星野一正
京都大学名誉教授

平成13年10月28日に開催された京都大学再生医科学研究所「ヒト幹細胞に関する倫理委員会」において、平成13年9月25日付けにて、文部科学省から公表された指針「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」に関して、当委員会は、次の条件の下でのみ、遵守することを決定致しました。

当委員会としては、以下の理由により、本指針の「第二三条3二」を遵守することは不可能であるので、次のように読み替えて実施することを宣言致します。

本指針の「第二十二條3三」 提供者によるヒト受精胚を**滅失**させることについての意思が事前に確認されていること。
本指針の「第二十三條3二」 ヒト受精胚が樹立過程で**滅失**すること
その他提供されるヒト受精胚の取扱い

☆ 当委員会における読み替え

「滅失」を「廃棄」と読み替える

☆ 「廃棄」と読み替える理由について

本指針の〔案〕においては「**廃棄**」となっていたものが、「**滅失**」に変更になったまま本指針として、官報に掲示されてしまったが、これは重大な誤りであるので、当委員会においては、従前通りに、「**滅失**」を「**廃棄**」と読み替えざるを得ないと決定したので、その理由を付して、記者会見にて公表致します。

「滅失」という言葉の意味について

最近広く用いられている講談社の『日本語大事典』(2302頁)には、「滅失」という用語は採用されておりません。それに対して「廃棄」には「不用として捨てること」という解説があります。

岩波書店の伝統のある『広辞苑』には「滅失」に「ほろびうせること。なくなること」という平仮名の訳がつけてあり、それに対して、「廃棄」には「不用なものとして捨てること」と説明してあります。

また、『法令用語辞典』では、「滅失」を「物その物としての物理的存在を失うこと」と解説してあるのです。

これで、明らかなように、「滅失」の意味は、「ほろびうせること。なくなること。物その物としての物理的存在を失うこと」といって差し支えないと判断できます。

「滅失」と「廃棄」とは、簡単に入れ替えのできない全く別の意味を持つ言葉なのであります。

平成一三年八月三〇日に配布された「指針案」の中では、「廃棄」が「滅失」に変更した理由について

【『一般国民の立場』、ヒト受精胚の『廃棄』という言葉は不適切】との記載があるのみで、いかなる説得力のある理由も述べてありません。

単に、「廃棄」という表現が悪いからとの理由から、『受精胚の**滅失**』の方が適切だという論拠にはならないのです。

「廃棄」を「滅失」に変更した場合の悪影響について

凍結受精卵から「内部細胞塊」を採取して、ES細胞を確立する為の指針であるのに、その指針で、凍結受精卵を「滅失」させ、「凍結受精卵そのものを、物その物としての物理的存在を失わせ」てしまったら、ES細胞を確立することは不可能になることは、自明のことです。

ES細胞の樹立機関として、ES細胞を樹立して、日本国中の多くの研究者にES細胞を配布する任務を与えられた京都大学再生医科学研究所としては、任務の遂行に支障を来す「滅失」を許容して、任務を放棄する訳にはいかないのです。

任務遂行の為には、官報で告示された「指針」であっても、「滅失」を受け入れるわけにはいかないのです。

そこで、指針の中の「滅失」を「廃棄」と読み替える決断をしたことを、公表し、国で定めた指針を遵守できないことを、記者会見を通じて宣言するものであります。

付記

「廃棄」の実施は、患者の廃棄の意思決定を受けてから産婦人科医がすること

凍結受精卵を保存する決定をする場合には、その最初の時点において患者自身から「これこれの条件の場合には、私どもの凍結受精卵が残っていたならば、廃棄して下さい」と医師に意思表示をするのであります。それゆえ、「廃棄して下さい」という意思表示を、患者夫婦がする時に、患者側が「廃棄」という言葉を使うのであり、医師が患者に廃棄を求めるのではないので、患者側が「廃棄」という言葉を使うのが嫌なら使わなくて済むということを、忘れてはいけないと思います。ですから、

【『一般国民の立場』、ヒト受精胚の『廃棄』という言葉は不適切】

という理由は、臨床の現場を知らないで判断したものとしか考えられません。

私は、京都大学医学部で、体外受精・胚移植並びに受精卵の凍結保存について審議した時の、「医の倫理委員会」の委員長で、元産婦人科臨床医として、細部にわたって審議し関与したことを申し添えておきます。